平成２１年（フ）第９５７号
神戸市灘区鶴甲４丁目５番25―311号
債務者　冨士原広美
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０４１号
兵庫県三木市別所町高木70番地　県住２号棟407号、従前の住所兵庫県加古川市加古川町大野1056番地の５　サンパティオ日岡１―１号
債務者　杉本　忠明
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１２号
神戸市中央区北本町通３丁目２番１―301号、前住所神戸市垂水区塩屋町671番地の125
債務者　武田　美和
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５２号
神戸市北区上津台３丁目２番25号
債務者　濵岡　　晃
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１５３号
神戸市北区上津台３丁目２番25号
債務者　濵岡　景子
1　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９６号
兵庫県美方郡香美町村岡区福岡590番地の１、前住所愛媛県松山市北久米町５番地１ファインステージ浅井203号
債務者　大良　弘治
1　決定年月日時　平成21年９月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１４６号
鳥取県米子市糀町１丁目77番地
債務者　岡本　大輔
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１６８号
鳥取県米子市皆生５丁目19番37号
債務者　吉岡　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７５号
鳥取県西伯郡伯耆町貴住60番地
債務者　木村　和枝
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１４３号
広島県尾道市高須町5215番地１　角屋ハイツ102号室
債務者　下釜　健吾
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
広島県尾道市高須町5215番地１　角屋ハイツ102号室
債務者　下釜真衣沙
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第５０６号
愛媛県松山市山西町822番地５
債務者　兵頭金治郎
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５１６号
愛媛県松山市永木町２丁目１番地21　労住協永木町東ハイツ801号、住民票上の住所愛媛県松山市千舟町３丁目４番地２
債務者　隆　五十鈴
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第５４９号
大分市大字政所2600番地の５第２サンライズゆきやま303
債務者　秋重　　毅
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２０年（フ）第４９３号
宮崎県児湯郡新富町大字新田8540番地３
債務者　宇田津博昭
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１８８号
宮崎県都城市野々美谷町2965番地
債務者　永山はま子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１９０号
宮崎県西諸県郡野尻町大字紙屋2236番地
債務者　園田　美子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
宮崎地方裁判所都城支部